

# 若手育成委員会規則

制定 2016年10月14日

第1条 本委員会は、本会の若手会員の育成および支援に関する活動を行う。

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

- ①法人理事会の議を経て会長が委嘱する委員長（委嘱時の理事(法人理事)）1名。
- ②委員長が候補者を推薦し、法人理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長1名および委員5名以内。

第3条 第2条第2号に定める委員は、年齢・性別・専門分野・地域等のバランスに配慮して選任する。

第4条 委員全員の氏名を機関誌およびホームページで公表する。

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とする。

- 2 委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 3 副委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 4 委員は、原則として毎年度半数を交代させることとし、とくに必要がある場合を除き連続する2年を超えてその職に就くことはできない。

第6条 委員長・副委員長・委員の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第7条 委員長は、若手育成委員会を代表し、法人理事会および学会理事会に委員会の活動を報告し承認を得る。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 本規則の改正は、法人理事会がこれを行う。

附則1 本規則は、制定の日から施行する。

附則2 第5条の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される副委員長及び委員のうち半数の任期は3年とする。